

(仮) 浜松市未来ビジョン

(仮) はままつやらまいか創造プラン新・10年の計

新・総合計画 策定方針

世代を通じて共感できる「未来」を創造。
次世代に責任が持てる「いま」を創造。

企画調整部企画課

目 次

I 策定に向けて

- (1) 第2次浜松市総合計画の中間評価 1
- (2) 策定に向けた認識すべき注意点 3
- (3) 策定の心構え 6

II 計画の構成

- (1) 計画の構成 7
- (2) (仮) 浜松市未来ビジョン (基本構想) 7
- (3) (仮) はままつやらまいかプラン新・10年の計 (基本計画) 8
- (4) 【参考】戦略計画 8
- (5) 【参考】マネジメントサイクル 8
- (6) 新・総合計画の体系イメージ 10

III 策定の進め方

- (1) 基礎調査 11
- (2) 策定体制 12
- (3) 策定スケジュール 14

I 策定に向けて

(1) 第2次浜松市総合計画の中間評価と策定に向けた考え方

①地方自治法の改正について

平成23年8月の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けがなくなりました。一方で、本市においては、市議会からの提案により、「浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を定め、基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止について、議会の議決を経ることとしています。

行政が行う事務事業は幅広い守備範囲がある中で、本市が進むべき方向を定め、市民の皆様と共有する未来の理想の姿を設定し、市民ニーズを捉えた最適な資源配分の考え方を定めることは、今後も一層重要となります。このため、地方自治法による義務付けはありませんが、新・総合計画の策定を本市独自の判断で進める方針です。

②計画期間について

第1次浜松市総合計画（平成19年4月～）では、基本構想の計画期間を8年、都市経営戦略の計画期間を4年として定めました。また、第2次浜松市総合計画（平成23年4月～）では、後期の基本計画として策定するとともに、基本構想についても、時代の変化を読み取り、必要な見直しを行いました。

次世代に責任が持てる政策を立案するためには、中長期的な視野を持って、将来をしっかりと見通すことが必要です。このため、新・総合計画の策定に当たっては、次世代（＝30年）の揺るぎない未来の理想の姿を定め、市民の皆様が本市の進む方向性を認識した上で、地域活動や企業活動に励むための指針としたいと考えています。また、未来の理想の姿に向かって必要な政策は何かについて、10年間の中期計画を定める方針です。

なお、他の政令指定都市（19都市）では、20年以上の基本構想を持つ都市が13市、10年以上の基本計画を持つ都市が15市となっています。

③戦略計画を核としたマネジメントサイクルについて

第2次浜松市総合計画の進捗管理に当たっては、変化に柔軟に対応するため「戦略計画」を毎年策定するとともに、計画（政策）と組織（課）、予算（目）を一致させ、すべての事業（約1,000事業）を体系的に管理する「政策・事業シート」を作成し、PDCAサイクルによる経営資源の重点化や政策・事業のスクラップ・ビルドを推進しています。

これらの取り組みは、庁内に定着し、サマーレビューによる新規事業の検証や外部評価結果の反映、予算の重点配分などのマネジメントサイクルが効果的に機能しており、今後においても、これまでと同様、戦略計画を核としたマネジメントサイクルを継続する方針です。中長期の計画と短期の計画の組み合わせにより、ブレずに、しかも、柔軟性のある都市経営を進めてまいります。

④区別計画について

本市は、12市町村による広域合併、そして、政令指定都市移行へと発展を遂げており、旧市町村ごとに固有の特色を持ちながら成り立っています。このため、第2次浜松市総合計画の都市の基本理念に、地域の多様な財産を相互交流の中で理解し合い、ひとつの浜松としての土台づくりを行うことを定め、また、区別計画に、区ごとのまちづくりの方針を定めてまいりました。

現在、市民の皆様は、広大な市域にあっても、地域の特色を身近に感じ、同じ浜松市として受け止めています。また、ごみ収集方法の統一化など、一市多制度として進めてきた合併後の措置も終了を迎え、ひとつの浜松としての基盤は整いつつあります。このため、新・総合計画では、一つの都市の目指すべき未来の理想の姿を定めるものとし、区役所運営のあり方については、区ごとに定める区政運営方針等で対応してまいります。

⑤都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」について

第2次浜松市総合計画では、都市の将来像に「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、市民協働によるまちづくりと、創造都市の確立を推進してきました。

これまでに、市民の皆様の創造的な活動を活性化させる「地域力向上事業」や「みんなのはままつ創造プロジェクト」などにより、産業や文化の振興、地域イベントにおいて、市民主体の活動が積極的に展開され、市民協働によるまちづくりが定着しつつあります。

また、創造都市の確立に向けては、「『創造都市・浜松』推進のための基本方針」の策定をはじめ、3年に1度の浜松国際ピアノコンクールの開催、音楽分野においてアジア初となる「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟申請などを行い、国内ばかりでなく世界に向けて発信を続けています。

都市の将来像の実現に向けては、市民の皆様や民間企業との協働による長期にわたる活動が必要であり、新・総合計画においても第2次浜松市総合計画の都市の将来像を引き続き堅持していく方針です。

(2) 策定に向けた認識すべき注意点

①人口減少時代へ突入

国勢調査の結果を見ると、本市の人口は、平成 22 年度から減少に転じています。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、平成 12 年から減少に転じており、少子高齢化の進行が顕著に見られます。

人口減少、少子高齢化は、将来の市税収入の減少や社会福祉にかかる費用の増大など深刻な影響を及ぼすことが予測されます。このため、新・総合計画策定に当たっては、次世代に対する責任を意識し、将来の人口推計に基づく現実をしっかりと見据えて、持続的に発展し、自立した市政運営ができる「未来」を創造することが求められます。

②超高齢社会の到来とライフスタイルや世帯構成の多様化

本市の高齢化率は、我が国の傾向と同じく上昇しています。また、一般世帯の平均世帯人員は 2.67 人（平成 22 年度国勢調査）となり、年々減少傾向にあります。今後は、生涯未婚率の上昇や少子化の著しい進行によって、若者から高齢者まで様々な年齢層で一人世帯が増加し、これまでの標準世帯を想定した行政サービスについては、見直しが必要となります。

ライフスタイルが変化する中で、だれもが安心して生活できる雇用や福祉、住居などの政策を重点的に進める必要があります。

③防災・減災対策の強化

東日本大震災の未曾有の大災害から 2 年が経ちます。国内観測史上最大の大地震と同時に発生した大津波は、多くの人命と財産を奪い、福島第一原子力発電所の大惨事は、我が国のエネルギー政策の転換を迫るなど、これまでの常識を根本から覆してしまうものでした。

本地域においても、東日本大震災の教訓を決して風化させることなく、予想される東海・東南海・南海の三連動地震への対応を最優先に取り組んでいかなければなりません。沿岸地域の避難路や避難場所の確保、住宅密集地から中山間地域までの地域に応じた対策など、ソフト・ハードの両面から、安全に避難できる防災・減災対策を更に強化する必要があります。

④新興国の成長によるものづくり産業への影響

アジアをはじめとする新興国の人口構成は、年少人口、生産年齢人口の割合が高くなっています。これら新興国は、長期にわたって消費拡大の傾向にあり、更なる成長を続けるものと予測できます。

こうした中であって、地域の企業にも変化が必要であり、それぞれの強みを活かしたイノベーションを実現するとともに、高い技術力を持って海外に進出し、海外での利益を地域に還元するしくみが求められています。今後、地域全体の産業競争力を高めていくため、新興アジアなどに目を向けた海外戦略を促進する必要があります。

⑤農業ビジネスのチャンス拡大

農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大は、我が国における重要な課題であり、本市も例外ではありません。また、消費者からは、有機栽培への注目やトレーサビリティの確保など、食の安全に対する関心が深く、生産者には、適正な対応が求められます。

農業は、食生活を支える重要な産業であり、販売手法の転換や販路の拡大など新しいビジネスとして視野を広げ、産地力を高める必要があります。本市においては、みかんやガーベラ、馬鈴薯、たまねぎなど特色ある農産物が生産され、全国でも有数の産出額を有します。本市の特色を活かし、企業参入や6次産業化を併せながら、新しい農業への変革が求められています。

⑥地球環境問題やエネルギー問題

福島第一原子力発電所の事故により、我が国のエネルギー政策は、大きな転換が求められています。国は、今後のエネルギー政策について、明確な方針を打ち出していませんが、確実に言えるのは、再生可能エネルギーの比率を高める必要があることです。さらには、地球環境への意識を高めて、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会を構築することも重要です。

このため、トップレベルの日照時間を活用した太陽光発電の推進のほか、風力、小規模水力、バイオマスなど、新しいエネルギーの利用促進と併せ、リサイクルの推進や生物多様性の保全など地球環境に負荷をかけない取り組みが求められます。

⑦情報社会の高度化

スマートフォンやタブレット端末は、急激に普及しており、現時点で、携帯電話所有者の約5割を占めています。また、フェイスブックをはじめとするSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）は、世の中に欠かせない存在になりつつあり、我が国の情報化は、今後も更なる成長を遂げるものと予測できます。また、国においても、マイナンバー制度の導入など、情報端末等を活用した行政サービスの高度化・高速化への検討が進められています。

これら情報社会の高度化に即応し、本市においても、市民の皆様が快適に利用できるサービスを提供できる環境づくりが求められています。

⑧公共施設や公共インフラの老朽化

公民館やホール、体育館などの公共建築物は市内で2,000施設を超えます。これら建物の耐用年数60年を前提に、将来の維持管理費をシミュレーションすると、1兆3,000億円に達し、年平均では、現在の一般会計の約1割に当たる約256億円が必要になります。また、本市の管理道路延長は8,300kmを超えます。これは、我が国の市町村の中では1番であり、直線にすると、太平洋を渡りアメリカ・ロサンゼルスまで届く距離を有します。

これら公共インフラは、適正な管理を怠ると、維持管理コストが一挙に跳ね上がることも考えられます。将来のリスクを低減するためにも、公共インフラや公共資産を適切に評価し、近隣類似施設の統廃合による総数削減や計画的な施設更新による長寿命化対策を進める必要があります。

⑨「想定外」を想定する

近年では、リーマンショックに端を発する世界同時不況、甚大な被害を引き起こした阪神大震災や東日本大震災など、予期せぬ大激変に見舞われ、突発的な対応を余儀なくされています。次世代(=30年)に向けて、未来の理想の姿やそれに向けての政策立案に当たっては、歴史的な大激変に遭遇する可能性など最悪の事態を考慮に入れ、変化に即応できる職員の資質向上と組織の柔軟性の確保、健全で弾力的な財政運営など適切な対応に取り組めるよう備えておく必要があります。

⑩基礎自治体の自立

本市は、他の政令指定都市とともに、「特別自治市」の実現を目指しています。特別自治市とは、県・市の二重行政の無駄を取り去り、住民に最も身近な基礎自治体が、包括的な財源と権限を有し、事務の一元化による迅速なサービスや、市民ニーズを的確に捉えた施策展開を行う考え方です。

12市町村の合併を経て政令指定都市に移行した本市は、都市部から過疎地域も含む中山間地域まであり、また、産業面でも多様性を有する国土縮図型の政令指定都市です。本市が、自立した都市経営に成功すれば、中核市や特例市など、ヤル気と実力のある基礎自治体の先行モデルになります。地域のことを地域住民の皆様が決められる権限、地域特性に応じた施策展開が可能な財源を有する“新しい国のかたち”に向け、基礎自治体として果敢に挑戦してまいります。

(3) 策定の心構え

第2次浜松市総合計画を適正に評価するとともに、将来の社会環境の変化を的確にとらえ、今後、設置する策定委員会の中で、市民の皆様の見解を反映させながら、基本構想「(仮)浜松市未来ビジョン」と基本計画「(仮)はままつやらまいか創造プラン新・10年の計」を策定します。

これらの計画策定に当たって、以下の心構えを持ち、市民の皆様と共有できる浜松の明るい未来を創造してまいります。

世代を通じて共感できる「未来」を創造。

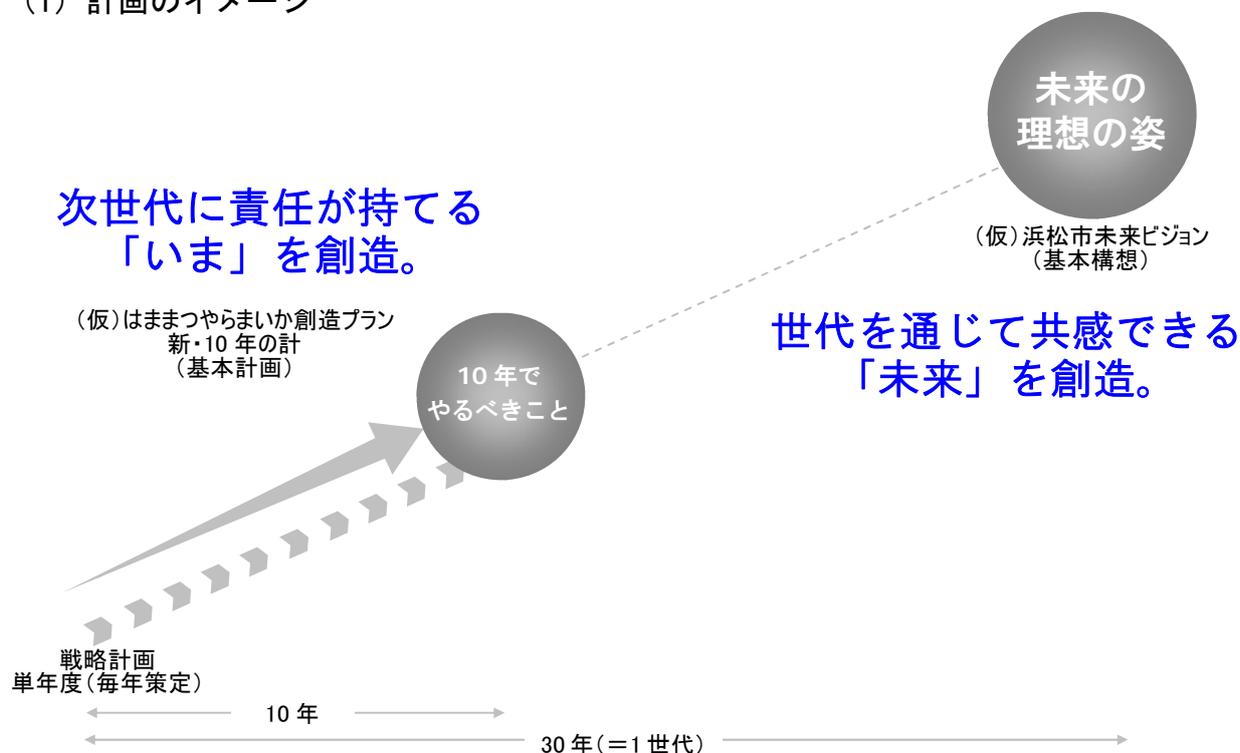
基本構想では、人口推計など精度の高い将来データによる未来予想のもと、市民の皆様とともに共感できる明るい未来の理想の姿を定めます。未来の理想の姿は、市民の皆様がイメージしやすいものとしします。

次世代に責任が持てる「いま」を創造。

基本計画では、未来の理想の姿に向けての道筋を定めるバックキャスト方式を取り入れ、次世代(=30年)にツケを残すことなく、理想に向かって、今、行うべき政策は何かを定めます。国土縮図型の政令指定都市である本市が、多様な課題を乗り越え、市民サービスを向上し、次世代に責任が持てる自立した基礎自治体を創造します。

Ⅱ 計画の構成

(1) 計画のイメージ



(2) (仮) 浜松市未来ビジョン (基本構想)

「(仮) 浜松市未来ビジョン」は、次世代 (=30 年) における未来の理想の姿を指し示す基本構想とし、市民の皆様と共有するため、分かりやすく簡潔に表現します。

世代を通じて共感できる未来の理想の姿を打ち立てますが、社会経済環境の変化に柔軟に対応するため、市民ニーズの変化や人口動態などを参考とし、必要に応じて見直しを行います。

将来推計人口や市民意識調査、市民インタビューの結果を基礎データとし、策定委員会で議論します。

○定める内容

- ・都市の将来像
- ・都市経営の基本
- ・未来の理想の姿

(3) (仮) はままつやらまいか創造プラン新・10年の計（基本計画）

「(仮) はままつやらまいか創造プラン新・10年の計」では、「(仮) 浜松市未来ビジョン」における30年後の理想の姿に向けて、未来の理想への道筋を定めるバックキャスト方式を導入します。未来の理想の姿に向けて「いま」何を行うべきか、分野ごとに考え方を示し、基本的な政策を定めます。また、計画期間内であっても、基本構想同様、市民ニーズの変化や人口動態を確かめ、必要に応じて見直しを行います。

○計画期間＝10年間

○定める内容

- ・分野
- ・分野ごとの基本的考え方
- ・基本的な政策

(4) 【参考】戦略計画

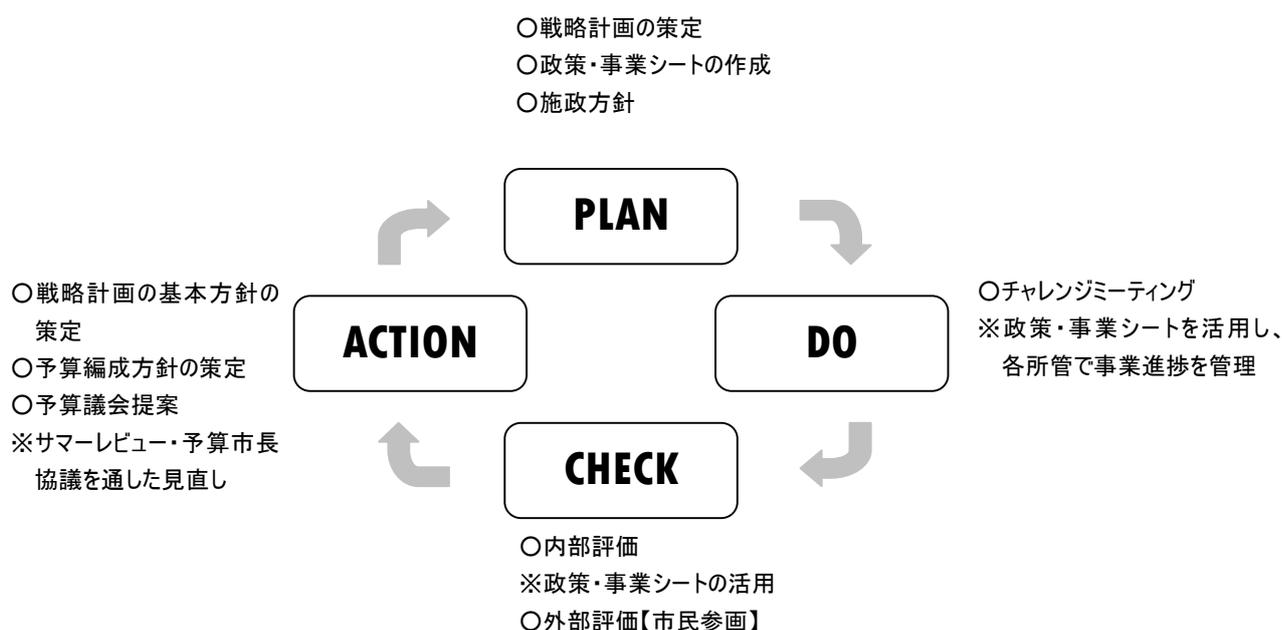
戦略計画は、これまでの戦略計画の考え方を踏襲し、「第1章：重点戦略」と「第2章：分野別計画」の2章構成で定めます。

基本計画である「(仮) はままつやらまいか創造プラン新・10年の計」に定めた分野ごとの基本的考え方と整合を図り、基本方針や目標値を示しながら、1年間で重点化を図る事業とその予算額を明確化します。

また、区政運営方針は、各区役所の責任において定め、市民の皆様に周知してまいります。

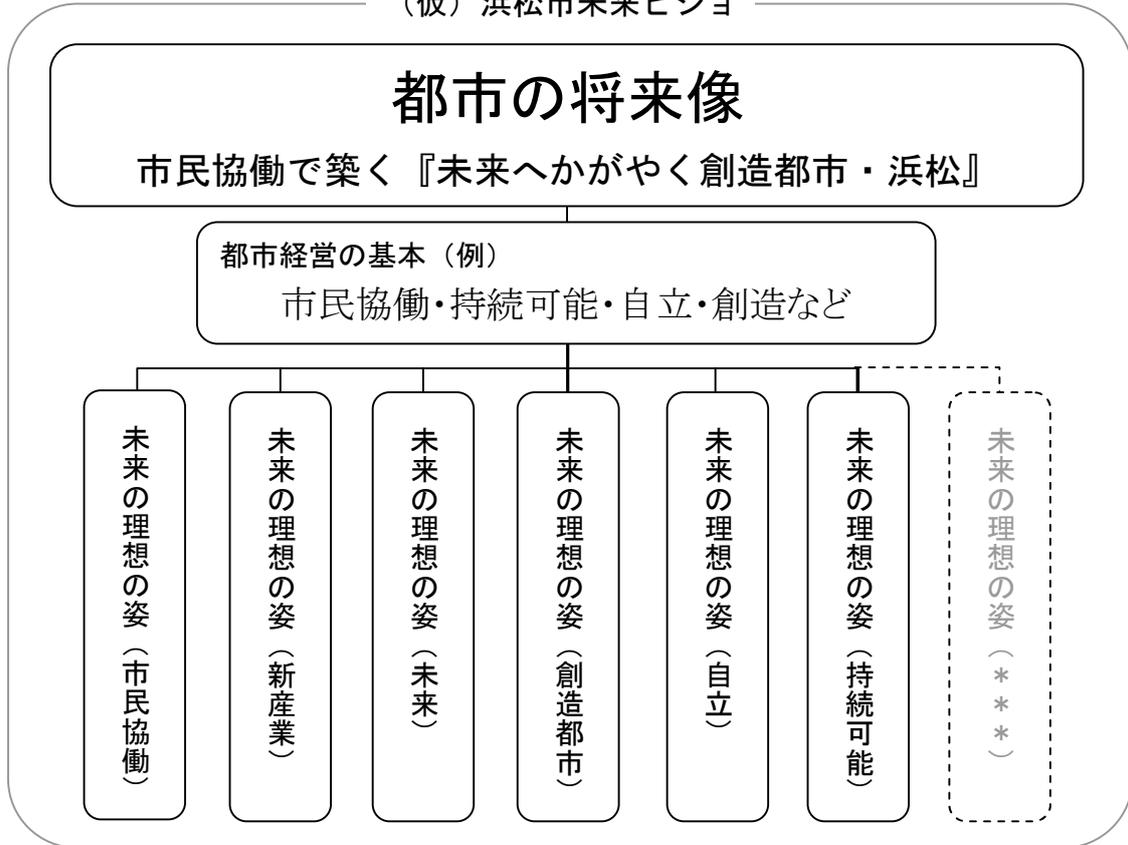
(5) 【参考】マネジメントサイクル

総合計画の進行管理は、「戦略計画」を毎年度策定するとともに、「政策・事業シート」を作成し、すべての事業についてPDCAサイクルにより管理します。

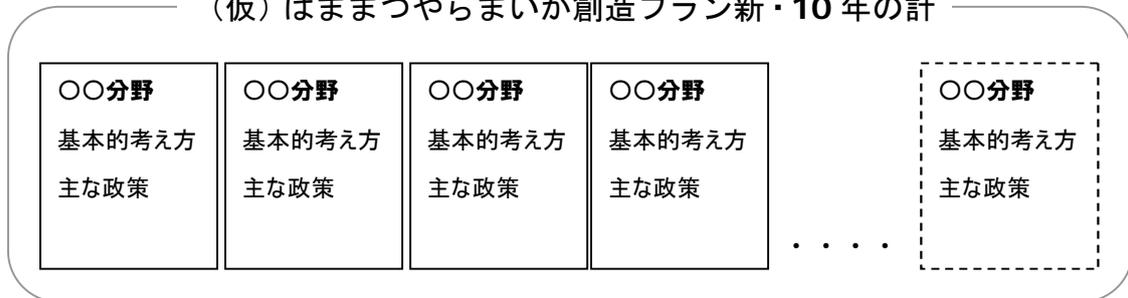


(6) 新・総合計画の体系イメージ

(仮) 浜松市未来ビジョン



(仮) はままつやらまいか創造プラン新・10年の計



戦略計画



Ⅲ 策定の進め方

(1) 基礎調査

○人口分析等基礎調査（平成 24 年度）

平成 22 年度の国勢調査のデータを基礎として、国立社会保障・人口問題研究所が行う手法を用いて、本市における将来の人口を推計します。人口推計は 7 区ごとの将来予測も併せて行います。また、人口推計データを活用し、財政や直面する課題など、本市の将来予測に必要なデータを取りそろえます。

これらの調査結果は、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○ビッグデータを活用した市民意識調査

Web 上の浜松市に関連するビッグデータや市民アンケートの蓄積、市民 100 人インタビューの音声データ、市民の声システムデータを活用し市民意識を分析します。

本調査は、情報処理会社との共同研究により実施し、分析結果をもとに、今後の市政に求められる市民の期待を抽出します。

これらの調査結果は、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○市民インタビュー

産業や福祉、医療、都市計画、教育など様々な分野において活躍する市民の皆様から 100 名を抽出し、インタビューを実施します。インタビューを依頼する 100 名については、性別や年齢層、居住区などに配慮します。

インタビュー結果は、市民意識調査に活用するとともに、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○グループワーク

高校や大学などグループに対し、相互に意見交換を行うグループワーク（7 月予定）を実施します。議論は、30 年後の未来の理想の姿を題材とし、結果については、市民意識調査に活用するとともに、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○夏休み夢会議

中学生を対象とした夏休み夢会議のテーマを「私たちが描く未来の浜松～30 年後の浜松を考えよう～」とし、中学生から意見をいただきます。意見については、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

(2) 策定体制

○策定委員会と庁内ワーキング

公募市民を中心とした策定委員会を設置します。

策定委員会の議論は、基本構想となる「(仮) 浜松市未来ビジョン」を重点的に行い、都市の将来像、都市経営の基本、未来の理想の姿を定めます。また、(仮) 浜松市未来ビジョンで定めた未来の理想の姿の実現に向け、基本計画となる「(仮) はままつやらまいか創造プラン新・10年の計」を、庁内ワーキングを中心に策定し、策定委員会からの意見を反映させます。

(策定委員会の構成)

- ・市長 (※オブザーバーとして参加します。)
- ・公募委員 (=10名程度)
- ・本市が指名する有識者 (=11名程度)
- ・策定委員会は、30年後の未来を議論するものであり、将来の浜松を支える若者を中心に構成します。
- ・人口問題に対する専門家や、超高齢社会における将来のあり方を研究している専門家などを、アドバイザーとして策定委員会に招聘し、未来の理想の姿等について意見を伺います。
- ・議事進行は、事務局が行います。

策定委員会のイメージ

分野	委員イメージ	人数
市長	※オブザーバーとして参加	1人
産業経済	経済界で活躍する有識者など	1人
農林水産	農林業経営者など	1人
市民生活・文化振興	文化面で活躍する市民団体の代表など	1人
危機管理・消防	消防団や地域防災のために活躍する有識者など	1人
学校教育	教育委員や教師など	1人
環境・エネルギー	環境面で活躍する市民団体の代表など	1人
健康福祉・医療	看護師、保健師など社会保障、医療関係の有識者など	1人
こども家庭	民間保育所経営者など	1人
都市基盤	都市計画・交通政策・都市緑化などの分野で活躍する有識者など	1人
都市経営・地方自治	大学教授など地方自治や地域計画における有識者など	1人
市民協働	自治会連合会の代表など	1人
公募委員	※審査により決定	10人程度
合計		22人程度

(意見交換会)

策定委員の中から、少人数で構成する意見交換会を必要に応じて開催し、未来の理想の姿など、基本構想(案)について相互に議論します。

(庁内ワーキング)

- ・部局官房及び官房補佐 (=20名)

(総合計画策定事務局)

- ・企画課 総合計画・調整グループ

○市議会への提案

策定委員会に提出した資料と議事録を議会の委員会に報告し、議員の皆様から意見をいただきます。また、議会の委員会の意見は、策定委員会の議論に反映させます。

基本構想となる「(仮)浜松市未来ビジョン」と基本計画となる「(仮)はままつやらまいか創造プラン新・10年の計」は、「浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づき、平成26年度中に議会に提案します。

○策定体制のイメージ

策定組織	主な役割	構成	開催回数	備考
市議会	基本構想及び基本計画の議決 委員会等における意見			H26.11月議会 に提案予定
策定委員会	基本構想「(仮)浜松市未来ビジョン」案の 作成 基本計画「(仮)はままつやらまいか創造プ ラン新・10年の計」案に対する意見・承認	市長 公募委員＝10名 各分野の有識者＝11名 アドバイザー＝2名	H25＝4回 H26＝3回	このほか、必要 に応じて開催
庁内ワーキング	基本計画「(仮)はままつやらまいか創造プ ラン新・10年の計」案の作成 各部署の計画・考え方との整合	庁内官房 庁内官房補佐 (＝20名)	H25＝5回 H26＝3回	このほか、必要 に応じて開催
事務局	策定委員会の運営 庁内ワーキングの運営 基礎調査の実施 基礎データ・会議資料等の作成	企画課 総合計画・調整グループ		

(3) 策定スケジュール

年度・月 項目	平成24年度			平成25年度(2013)									平成26年度(2014)																
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市議会		◎議会報告 ・策定方針			◎議会報告 ・策定方針 ・人口推計 ・市民インタビュー			◎議会報告 ・策定委員会		◎議会報告 ・第1回	◎議会報告 ・第2回		◎議会報告 ・第3回	◎議会報告 ・第4回		◎議会報告 ・第5回	◎議会報告 ・第6回		◎議会報告 ・第7回				◎議案審議						
策定委員会								○第1回 ・策定方針	○第2回 ・インタビュー結果 ・基本構想(素案)	○第3回 ・意識調査結果 ・市民インタビュー等結果 ・基本構想(案)	○第4回 ・基本構想(案) ・基本計画(案)	○第5回 ・基本構想(案) ・基本計画(案)	○第6回 ・パブリックコメント案	○第7回 ・最終確認															
庁内ワーキング				●準備会 ・策定方針	●第2回 ・市民インタビュー		●第3回 ・策定委員会	●第4回 ・基本計画(素案)	●第5回 ・基本計画(素案)	●第6回 ・基本計画(案)	●第7回 ・基本計画◎	●第8回 ・基本計画◎		●第9回 ・最終確認															
基礎調査(事務局)	人口推計ほか			市民インタビュー			委員の選考			市民意識調査																			
その他					夏休み ●会談／グループワーク		○区協議会 策定方針の説明					○区協議会 中間報告				○区協議会 意見聴取			パブリックコメント										



浜松市
HAMAMATSU CITY

浜松市未来ビジョン策定方針

浜松市企画調整部企画課

平成 25 年 6 月